

「宮城県高齢者・障害者虐待対応専門職チーム」

1 高齢者虐待の実態と問題点

若くて（若くなくても）元気な人は、自分を殴ろうとする人に対抗できるし、殴った人を自分で訴えることができます。元気な人は、自分の土地、建物、預金等の財産を自分で管理できるし、万一盗られたとしても自分で訴えることができます。元気な人は、自分で出かけたり、考えて判断したりして自分自身を守ることができます。元気な人は、自分の意見を人に伝えたり訴えることができます。また、周りも耳を傾けて聞いてくれます。要するに、元気な人は“当たり前前の生活を当たり前前に送ることができる”ということです。

しかし、歳をたくさん重ねると、どうしても様々な障害を持つことが多くなります。認知症、脳梗塞と後遺症、転倒による骨折と後遺症、持病の悪化、生活不活発病等々です。認知症が原因で考えたり判断することができない、脳梗塞後遺症骨折後遺症のために自由に活動できなかつたり暴力に抵抗できない、人の手を借りないと生活できない、介護が必要になり負い目を感じたりする場合等があります。

高齢者虐待という言い方をしますが“高齢者だから”ということではありません。高齢になると心身の障害を持つ確率が高くなり、それが原因で虐待を受けてしまう危険性があるということです。

高齢者虐待は様々で複合的です。殴る・蹴る・抓る・閉じ込める等の身体的虐待、暴言・辱め・無視等の心理的虐待、介護してもらえない・ご飯を食べさせられない・病院に連れていってくれない等の介護放棄（ネグレクト）、性的辱め・オムツ一つで寝かせられる等の性的虐待、預金年金を勝手に使われる・勝手に土地等を処分される等の経済的虐待、不当に高額な品物を購入させられる等の消費被害…等が挙げられます。介護疲れが発端で身体的虐待とネグレクトと経済的虐待が同時に行われている複合的なケースや、同居家族にも複雑な問題を抱えている場合もあり、対応や連携も複雑になり、簡単に解決できるものではありません。

2 「宮城県高齢者虐待対応専門職チーム」の立ち上げのきっかけと趣旨

平成18年4月1日、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されると同時に「地域包括支援センター」が全国の市町村に設置されました。高齢者権利擁護・虐待防止の責任を負うのは市町村ですが、直接的な役割を担うのは「地域包括支援センター」です。しかし、地域包括支援センターを設置したからといって、始めから高齢者虐待解決の経験と対応のノウハウを持っているはずがありません。

この状況を踏まえ、日本弁護士連合会と日本社会福祉士会とで協議検討の上「高齢者虐待対応専門職チーム」の設置が進められたものです。

活動趣旨は「高齢者虐待対応及び予防について、法律・福祉の専門性をもって、対応の適正性、介入方法、保護の後の対処法などの相談に応じ、アドバイス、訪問等により、地域包括支援センターが有効に機能できるよう支援する。」としています。

宮城県では、宮城福祉オンブズネット『エール』による権利擁護活動の実績と、活動を

通して培われた法律と福祉・医療の連携ができていたという下地がありました。そのため、宮城県高齢者虐待対応専門職チームは、全国に先駆けて設立し活動を開始することができました。

3 活動内容と利用の仕方

宮城県高齢者虐待対応専門職チームは、仙台弁護士会、宮城県社会福祉士会により設置された「高齢者虐待対応連絡協議会」が運営しています。

(1) 支援の内容

- ・ 対応の適正性の確認
- ・ 介入方法のアドバイス
- ・ 地域ケア会議への出席
- ・ 同行訪問
- ・ 予防・救済のための活動支援
- ・ 関係機関団体との連携支援
- ・ 地域包括支援センター職員のスキルアップ支援 等

(2) 手続き

- ・ アセスメント表に記入し、EメールかFAXで連絡を受ける（緊急時は直接電話）

4 高齢者の権利擁護と地域包括支援センターの関わり、地域包括支援センターに期待される役割等

地域包括支援センターは、「地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものである。」という役割があります。この仕事は社会福祉士が中心となって職員間、専門職種間、地域の関係機関等と連携を取りながら実施することになっています。

特に、高齢者の虐待防止については、「高齢者虐待防止ネットワーク」を具体的で現実的に構築することです。また、権利擁護に関する役割は、成年後見制度の活用、成年後見制度の円滑な利用、老人福祉施設等への措置、虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止となっています。

5 「宮城県高齢者虐待対応専門職チーム」のPR（問合せ先）

（受付窓口） 担当：及川由佳（社会福祉士）

981-0955 仙台市青葉区三条町 10-19 PROP 三条館 宮城県社会福祉士会内

TEL022-233-0296 FAX022-393-6296 Eメール:mail@macsw.jp

ホームページ <http://www.macsw.jp/>

高齢者・障害者虐待対応連絡協議会メンバー表

平成 27 年 4 月 1 日現在

氏 名	資 格	役 職	備 考
安 住 美貴子	社会福祉士		
荒 中	弁護士		
内 田 幸 雄	社会福祉士		
宇 都 彰 浩	弁護士		
及 川 由 佳	社会福祉士	事務局	
大 泉 力 也	弁護士		
大 嶽 友 和	弁護士		
大 橋 洋 介	弁護士	副会長	
小 幡 佳緒里	弁護士		
小野寺 泰 佐	社会福祉士		
折 腹 実己子	社会福祉士		
工 藤 清 史	弁護士		
鹿 又 喜 治	弁護士		
後 藤 雄 太	弁護士		
小 林 紀 代	社会福祉士		
小 湊 純 一	社会福祉士	事務局長	
鈴 木 守 幸	社会福祉士	会 長	
高 田 英 典	弁護士		
千 脇 隆 志	社会福祉士		
橋 本 治 子	弁護士		
西 澤 英 之	社会福祉士		
松 林 昌 紀	弁護士		
村 田 知 彦	弁護士		